会報

第　30　号
北海道高等学校日本史教育研究会

事務局　市立札幌大通高等学校
〒060-0002 札幌市中央区北２条西11丁目
TEL 011-251-0229　　FAX 011-261-1449

種　蒔　く　人

北海道高等学校日本史教育研究会
会長　三品純一
〔北海道北広島高等学校長〕

この拙文の題『種蒔く人』から、何を連想するだろうか。プロレタリア文学運動の機関誌もあるが、多くの方は、19世紀フランス印象派に属する画家ミレー（1814－1875）の作品を思い浮かべることだと思う。農民の姿を題材にした作品が多く、「晩鐘」「落ち穂拾い」「羊飼いの少女」等の代表作がある。

他の作品に流れる「静寂さ」とは異なり、緩傾斜地にある畑に、画面の左から右へ下りながら種蒔く農夫の大股で力強い一歩、一歩が描かれている。農夫の息づかいや地面にザクッと踏み込む靴音が聞こえてくるような作品である。

以前、某高校で図書局顧問をしていた時、このミレーの『種蒔く人』が岩波書店のマークに用いられていることに気付き、そのいわれは、一体、何だろうかと考えた。せっかちな私は、これは直接、岩波書店に確認をしようと思い立ち、すぐに電話した。大変、丁寧な対応を戴き、編集部に電話が繋がれ、担当の方から概略の説明と更には、関係資料もその日の内にファックスで送って戴いた。

資料には「創業者、岩波茂雄はミレーの種まきの絵をかりて岩波書店のマークとしました．茂雄は長野県諏訪の篤農家の出身で,『労働は神聖である』との考えを強く持ち，晴耕雨読の田園生活を好み，詩人ワーズワースの『低く暮し，高く思う』を社の精神としたいとの理念から選びました．マークは高村光太郎（詩人・彫刻家）によるメダルをもとにしたエッチング」とあった。司書室で「なるほど、そうだったか」と独りごちた。

社史によると創業は大正２年（1913)。前年の第一次護憲運動から「大正政変」と繋がる年である。マーク選定の昭和８年（1933）は、日本の国際連盟脱退、ヒトラー首相就任、全権委任法成立。米ニューディール開始。国内では滝川事件、小林多喜二虐殺、また、三陸大地震の大津波による死者・行方不明者は、3,000 名を越えた。世界的な経済不況、農村の疲弊、軍部台頭、思想言論統制が次第に強化され「戦争への道」をひた走りに走り、まさに「冬の時代」に突入することとなる。

農夫の手にする「種」は「秋蒔小麦」である。厳しい冬を越えねばならぬ麦、踏まれることによって根を張る麦、冬枯れの景色の中でも鮮やかな緑を保つ麦。どんよりとした陰鬱な空の下、農夫は、ひたすら「種」を蒔く。やがて、春が過ぎ、照り付く夏の太陽に、黄金色の穂を輝かせる日を思い描きながら…。

私達の日々の営みもまた、子供達の心に「種」を蒔き続ける行為に他ならないのだと思う。平和の尊さや人間の権利、尊厳について学ぶこと。人類の知的財産である思想、学問、芸術への理解を深めること。これらの決して「消えない種」を蒔き続けることが「冬の時代」の再来を防ぐ唯一の方策なのだと思う。だから、心して、しっかり蒔き続けよう。

末筆ながら、会員諸氏の益々のご健勝を心からお祈り申し上げます。

◇第37回（2013）研究大会講演記録

豊臣政権と「身分統制令」

北海道大学大学院文学研究科・文学部助教　平　井　上　総　氏

文　岩　間　洋　之（北海道江差高等学校）

「身分統制令」は天正19年（1591年）に出された法令である。1988年版の教科書（山川出版社の「詳説日本史Ｂ」）には、「刀狩令により兵農分離が進み、さらに1591年に『身分統制令』を出して農民が商人になることや、武士が町人・農民になることを禁止した。こうして江戸時代の士農工商の身分制度の基礎が固められた」と書かれている。しかし、1998年版では、「次いで1591年、秀吉は『人掃令』を出して武士に召し使われている武家、奉公人（兵）が町人・百姓になること、また、百姓が商売に従事することを禁止した」とがらりと変わっている。さらに「翌年、関白豊臣秀次が朝鮮出兵の武家奉公人や人夫確保のために出した『人掃令』に基づいて、武家奉公人、町人、百姓の職業別にそれぞれの戸数・人数を調査し確定する全国的戸口調査が行われた」と書かれている。そして、「このように『人掃令』は身分を確定することになったので『身分統制令』ともいう。こうして検地・刀狩・人掃令などの政策によって、兵・町人・百姓の職業に基づく身分が定められ、いわゆる兵農分離が完成した」と書かれている。

これら「身分統制令」に関する教科書記述の大きな変更点の一つ目は、町人や百姓への身分移動、武士から武家奉公人への身分移動に変わっていることだ。1992年版では、「武士が町人・農民になることを禁止した」と書かれているが、1998年版では、「武士に召し使われている武家奉公人が町人・百姓になること」と書かれている。二つ目は、1992年版の脚注に「人掃令」の記述が出ているが、1998年版では、まず「人掃令」の説明がなされており、それが「身分統制令とも呼ばれている」といった具合に大きく扱いが変わっている。さらに、1998年版と2011年版（2013年版）を比較すると、これまでの「身分統制令」という文字が太字ではなくなっている。ただし、身分制度の基になった、職能別身分制の基礎が完成したといった説明はそのまま残っており、「身分制の基礎となった」という根幹部分に関しては引き継がれているというのが教科書の記述の変化の特徴である。

では、「身分統制令」とはどのようなものなのか、その内容を見ると、「侍・中間・小者・あらし子に至る迄の奉公人が町人・百姓になる者がいたら調べて…」ということが書かれているので、身分移動を禁止した法律のように見えるが、実は、近世社会では身分格差というのは存在するが、こと身分の移動に関しては禁止されていない。百姓とか町人が武士とか奉公人に取り立てられたとか、あるいはその逆のパターンで、武士が帰農する、奉公人が帰農するといったような事例は無数にある。

これらを踏まえて、「身分統制令」を「国替令」との関係から見ていきたい。まず「国替令」として有名なのが、慶長３年に豊臣秀吉が上杉景勝に対して出したもので、その中に、「そのほう家中、侍のことは申すに及ばず中間・小者に至る迄奉公人たるもの一人も残らず召し連れるべき候」と書かれている。前半部分には、「武士は全員、もう土地から引きはがして、もう国替えとして会津に連れていってしまえ」というようなことが書かれており、後半部分には、「ただし百姓は土地に緊縛しときなさい」というようなことが書かれており、これが兵農分離のための命令であると今までずっと注目されてきた。「侍のことは申すに及ばず中間・小者に至る迄奉公人たるものは一切連れていけ」と書いているが、この言葉、先ほどの「身分統制令」の冒頭部分とかなり似ている。「侍から中間・小者…」の「侍」も武家奉公人のことであり、ここには武士は入っていないことを考えると、「武士を村から引きはがせ」というような命令だととらえるのは疑問である。

さらに、豊臣政権が他に出した法令の一つに「日庸停止令」と呼ばれるものがあるが、ここでは「日庸とりの儀、去年より固くご停止なされ候ところ」と、「日雇いは禁止するよ」ということが書かれている。さらに、「人をあい抱えざるゆえ日庸を雇い候儀、くせごとおぼしめ候こと」と、「武士が人を抱えないで、ちゃんと人を雇用しないで日雇いで何とか済まそうとしているような動向があるから、それをやめなさい」ということを言っている。「日雇いをやめさせたい」という豊臣政権の思考と、「身分統制令」の「奉公人が逃げるのをやめさせたい」と、さらに「国替令」の「奉公人は残らず連れて行け」という命令、この三つは全部同一の思考から出た命令ではないかと考える。

どういうことかというと、豊臣政権にとって、武士は奉公人を常に雇用し続ける状態が理想的だったのだろう。そのような理想を抱くに至る背景としては、これまで雇っていた奉公人があちこち逃げてしまうというような流動性がある。「国替令」の「奉公人をちゃんと全員連れて行きなさい」ということも、奉公人をずっと確保し続ける状態が理想なので、「それをずっと維持しておきなさい」ということである。さらに、「国替令」の後半部分の「百姓を連れて行ってはいけないよ」という部分の意図は、当時の百姓は田畑を捨て村を出て奉公に出る者が続出するなど、百姓が日庸とりになっていることを止めようとしているもので、「田んぼを耕さなきゃいけない百姓を、ちゃんと村に残して行きなさい」と、「それによって年貢納入というのをずっと確保しておかなければいけないんだ」というのが目的だったのだろうと考えられる。つまり、「兵農分離を進めたい」という目的の命令ではないというのが私の結論である。

結局のところ、「身分統制令」「人掃令」「国替令」という三つに共通しているのは、軍役を負担する武家奉公人も、さらに年貢とか人夫役を負担する百姓も両方とも確保したいか、あるいはしなければならないという豊臣政権の願望があって、それが実現できない苦しい状況があった。秀吉が、日本の身分制というものを思い描いて、「新しい身分制を作るんだ」という壮大な意図で作った法令ではなかったというのが近年の研究の流れである。

最後に、「身分統制令」「人掃令」「国替令」において問題となっているのは、もっぱら奉公人が百姓・町人になったり、あるいはその逆の事態であっても、そこには武士が含まれていないということである。さらに、「身分統制令」は、狙いとしても実態としても、身分制度の核となった法令ではないということが研究成果になっていることを考えると、身分を統制するための法令ではないものを、「身分統制令」と呼び続けることには非常に大きな問題がある。言葉だけが独り歩きしてしまい誤解を招きやすいので、「身分統制令」あるいは「身分法令」と呼ぶことは辞めて、別な言葉に言い替えた方がいいのではないかと考えている。これは研究者の間でいろいろ議論して変えていかなければならないことだろう。

第38回北海道高等学校日本史教育研究大会のお知らせ

下記の予定で研究大会を行います。

日　時　2014年8月7日（木）

会　場　札幌市教育文化会館

講　師　佛教大学歴史学部教授　原　田　敬　一　氏

小樽商科大学商学部教授　荻　野　富士夫　氏

原田先生は日清・日露戦争や軍事史・都市史を中心に多数の著書がありますが、今回は「近現代史の範疇で高校教員が知っておくべきこと」という内容でご講演をお願いしました。荻野先生は特高警察や治安維持法、北洋漁業と海軍の関係、大学における歴史教育など幅広いご研究があり、今回はこのいずれかのテーマでご講演いただく予定です。

◇北海道高等学校日本史教育研究大会　最近の講演一覧（敬称略）

第30回　シンポジウム　日本文化史研究と歴史教育
（2006）　大隅　和雄（東京女子大学名誉教授）　「歴史教育における文化史をめぐって　ー仏教の扱い方を手がかりにー」
新谷　尚紀（国立歴史民族博物館教授）　「民俗学からみた日本文化史と日本史教育」
副島　弘道（大正大学文学部教授）　「日本美術史と日本史教科書」
増尾伸一郎（東京成徳大学人文学部助教授）　「文化史の学習と古典教材」
コメント　長谷　厳（北海道札幌星園高等学校）　「教科書の中の日本文化史」
相庭　達也（北海道札幌東高等学校）　「文化史授業の一方法論について」
第31回　三田　武繁（東海大学文学部准教授）　「1180年代の内乱と鎌倉幕府の成立」
（2007）　加藤　博文（北海道大学大学院文学研究科准教授）　「誰に向かい歴史を語るのか？：北海道大学アイヌ・先住民研究センターと「日本史教育」」
第32回　三宅　俊彦（専修大学講師）　「考古学からみた東アジア中近世の銭貨流通」
（2008）　瀬川　拓郎（旭川市博物館）　「アイヌ考古学の通説を疑う」
第33回　青山　忠正（仏教大学教授）　「幕末史を読み直す」
（2009）　市川　大祐（北海学園大学准教授）　「近代日本の肥料流通について」
第34回　桂島　宣弘（立命館大学教授）　「トランスナショナルヒストリーの可能性ー「鎖国」史観からの脱却」
（2010）　川上　淳（札幌大学教授）　「クナシリ・メナシの戦いとラクスマン来航」
第35回　本郷　真紹（立命館大学教授）　「古代国家と仏教受容ー欽明・推古朝から聖武朝へー」
（2011）　蓑島　栄紀（苫小牧駒澤大学准教授）　「古代「エミシ」研究の新展開とその課題」
第36回　田代　和生（慶應義塾大学名誉教授）　「日本史教科書に書かれていない近世日朝交流の実態」
（2012）　橋本　雄（北海道大学大学院文学研究科・文学部准教授）　「中世日本の外交と国家　―室町・戦国期を中心に―」
第37回　平井　上総（北海道大学大学院文学研究科・文学部助教）　「豊臣政権と「身分統制令」」
（2013）　榎本　洋介（札幌市公文書館）　札幌市公文書館　施設見学

◇第37回（2013）研究大会講演・研修記録

札幌市公文書館における研修

文　長　谷　　厳（市立札幌大通高等学校）

研究大会午後には、札幌市公文書館において、講演と施設見学による研修を実施した。講演は、札幌市公文書館職員の榎本洋介氏より、札幌の都市形成の歴史について、これまで児童・生徒や市民に向けて実施してきた講座等で扱われた内容をもとにお話をいただいた。以下、その内容を略述する。

「札幌の都市整備と都市問題」

島義勇の札幌建設計画と本府周辺村落の形成

島義勇の札幌本府建設構想は、『石狩大府指図』と『石狩国本府指図』に示されていると考えられ、これらはその後に作製された『札幌本府高見沢権之丞見取図』、『札幌区劃図』に似ていることから、この構想に沿った本府建設が進められたとみられる。『石狩大府指図』からは、幕末に開かれた諸村及び島判官が新たに開墾させようとした豊平村などの村々の中央に、政治の中心となる大府と商工民の住む大町を配置しようとしたことがわかる。『石狩国本府指図』は大府、大町を詳しく描いたもので、本府周辺の「堀」・「土居」や本府と庶民の居住地域の区別は近世の城下町の構造を連想させる。こうした史料を用いることで、周辺諸村と本府の位置関係を確認したうえで、食料の生産と消費という経済関係を考えることができる。1871（明治４）年の『札幌区劃図』は、はじめて碁盤目状の町並みが表された計画図であり、この都市計画は変更されながらも実行に移され、今日の札幌市街地の基本的な形となっていることがわかる。また、道路に沿った下水の開削が示され、島の計画にも中央に道路と堀があり、堀に下水を流すことが計画されていたことが伺われる。

島の計画にもある本府周辺の集落建設は明治初年以来進められ、移民の入植がおこなわれた。1875～76（明治８～９）年には屯田兵の入植も行われる。1896（明治29）年の地図では17集落を確認できる。その後、明治後期の北海道一級、二級町村制の施行により７つの集落へと統合され、その後も1967（昭和42）年の手稲町の合併に至るまで周辺町村との合併が進められた。

下水道事業を中心とした都市基盤整備の歴史

1895（明治28年）の『大村耕太郎資料』中の契約文書によれば、素掘り状態であったトイレの汚水が地下に浸透することによる井戸水の汚染が、この時期には問題化しており、この文書では、壷瓶の設置とくみ取りをおこなうことが契約されている。壷瓶設置の契約は、家屋所有者が、白石の窯業経営者と月寒・白石地区の農場経営者との間でむすんでいることから、人口急増による都市問題の発生と、その対策が、窯業や農業生産との関連ではかられていたことをうかがわせる史料といえる。

大正から昭和戦前期に小樽、函館の人口を抜いて全道一の大都市となった札幌では、馬鉄・電車・バスなどの交通機関の整備とともに、上下水道の整備も開始された。大正末から昭和初期にかけて、汚水の地中への浸透や悪臭の問題に対して、側溝・下水道の整備事業が実施され、汚水は河川への自然放流によって処理された。戦後、札幌市の人口はさらに急速に増加したが、下水の処理については、戦後しばらくの間は市街地の拡大にともなって増大した下水道の汚水を、河川に自然放流する措置が依然続けられていた。そのため、昭和三十年代の新聞記事には、河川の汚染によって魚が生息できない状況となり、また農業用水も汚染され農業にも深刻な影響が生じていたことを見ることができる。こうしたことから札幌市は昭和四十年代に入り、河川への自然放流をやめ、汚水処理した後に放流する下水道整備事業を策定した。清浄な河川の環境を求める動きは市民の中からも巻き起こり、昭和五十年代にはカムバックサーモン運動が展開された。こうした都市の拡大によって生じた水をめぐる都市問題の推移を、行政側の資料とともに、新聞記事などによって世論や市民の視点に立った史料を活用しながら論じることができる。

また、人口増加と都市域の急速な拡大に対処するため、農地の宅地への転換や道路舗装の拡充が進行したが、そのことは雨水の地下浸透を妨げ、下水道への負担を大きくすることとなった。昭和五十年代に起きた洪水の被害は、大雨に対する都市河川、下水道の有する問題を浮き彫りにするものであった。こうしたことから札幌市は、「アクアレインボー計画」を策定し、雨水を地下浸透させる雨水ますの設置や、既設管の流量を超えた雨水を流す拡充管の設置に加え、大雨の際して急激な下水管への流入を緩和するための遊水地、雨水貯留施設の整備をおこなっており、パンフレットなどを通じて市民への広報も行っている。

このように明治以来の下水道をめぐる都市基盤整備の変遷を見てくると、汚水問題の解決を河川への放流によってはかったことが、河川の汚濁をすすめ、その解決のために下水処理施設を必要としたこと、また、道路や宅地の整備が下水道への負担を大きくし、それに対処する新たな設備、施設を必要とし、そのために多くの予算を必要としたことがわかる。そこから浮かびあがるのは、人口の増加、都市域の拡大によって生じる問題への対応が、さらなる問題の発生とそれへの対応を必要とする都市問題のもつ特性である。

以上、榎本氏の講演では、まず、さまざまな形態でえがかれた古地図、図面の比較検討によって、初期の札幌の都市建設の状況が具体的に示された。そして、都市の拡大によってどのような問題が発生し、それがどのように解決されてきたかを、文書、地図、行政資料、新聞記事、写真など多様な史料によって描き出していただいた。長く『新札幌市史』の編集に携わってこられ、その成果を生かす実践を社会教育・普及の場で蓄積されてきた榎本氏の講演は、私どもが日々の授業に取り組むにあたって、示唆に富むものであった。

講演の後、榎本氏の案内で札幌市公文書館の諸施設を見学させていただいた。展示室・閲覧室ばかりでなく、膨大な文書・資料等を収蔵する書庫の様子もご紹介いただき、あわせて、７月１日に開館して間もない公文書館の設立にいたる経過や、業務内容、資料の閲覧・利用等についてもご説明をいただいた。

現在札幌市公文書館が所在する旧豊水小学校校舎（中央区南８条西２丁目）には、『さっぽろ文庫』や 2008 年に完結した『新札幌市史』の編集をおこない、歴史的・文化的諸資料の収集・保存・公開をおこなってきた札幌市文化資料室がおかれてきた。この機関は、公文書館設立の前身ということができる。しかし新たに設立された公文書館は、旧文化資料室の事業を継承するだけの機関ではなく、新たな位置づけをもって設立が意図されている。『札幌市公文書館基本構想』（2009 年）によれば、札幌市情報公開条例（1989 年）、札幌市自治基本条例（2007 年）に示された住民自治の理念にもとづき、市民の知る権利を保障するための公文書の管理・保存・公開の必要性、さらに国における公文書館法（1987 年）、公文書の管理に関する法律（2009 年）の制定の趣旨をふまえ、公文書の適正な管理を推進するために、公文書館の設立は構想された。『基本構想』に記された基本理念は、「民主主義社会は、誰もが正確な情報を自由に得ることができ、自ら自治の主体となって行動することによって実現します。市政の正確な記録である公文書は、その民主主義社会を支える基盤であり、市民への説明責任を果たすために必要不可欠なものです。」とのべたうえで、公文書館の目的として、現在及び将来にわたる市民の知る権利の具体化と行政の説明責任、行政運営の透明性の確保と効率的・効果的運営、自治の主体である市民の市政参加と住民自治の推進の３つをあげている。この『基本構想』に則り、札幌市公文書管理条例（2012 年）、札幌市公文書館条例（2013 年）の制定や諸規定の整備を経て、札幌市公文書館は設立にいたっている。札幌市公文書館の事業が、その設立の基本理念に「民主主義」をうたう機関のものであることを考えると、これが市政において極めて重要な位置を占めるものであることを認識しなければならないであろう。またその所蔵資料が歴史を学ぶにあたっても大変有益であることは、榎本氏の講演に示された如くである。昨今の公文書の公開（非公開）に関わる論議をみるにつけ、「自治」や「民主主義」を体現するための姿勢を養う歴史学や歴史教育を考える場として、公文書館という存在の重要性を認識した研修であった。

◇施設紹介

札 幌 市 公 文 書 館

〒064-0808 札幌市中央区南８条西２丁目 旧豊水小学校複合施設内

地下鉄・東豊線『豊水すすきの』駅 6・7 番出口から徒歩 3 分

地下鉄・南北線『中島公園』駅 1・2 番出口から徒歩 5 分

開館時間　午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで（利用請求等の申込みは午後 4 時半まで）

休 館 日　日曜日、月曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

　　年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

Ｕ Ｒ Ｌ　http://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/index.html

◇授業研究報告

教科書をどう読むか ～日米修好通商条約締結の過程をめぐって

文　幡　本　将　典（市立札幌大通高等学校）

新課程版日本史Ａ教科書『現代の日本史』（山川出版社）に、次のような記述があった。「開港の条約を結んだのち、幕府内部では、日本の発展には積極的に西洋諸国と通商し、その利益を海防や西洋技術の輸入に当てることが必要だ、という意見が有力になった。その結果、老中の堀田正睦にひきいられた幕府は、1857（安政４）年、オランダやロシアとの条約を改定して正式に通商の開始を取り決めた。さらに翌 1858（安政 5）年には、アメリカの代表ハリス総領事とのあいだで、国交の開始を含む、より開放的な日米修好通商条約を結んだ。」

１　1857年の通商開始について

上記の記述は日米修好通商条約締結に関するものであるが、授業を行う上で戸惑ったことがあった。記述中にある、オランダ・ロシアとの通商開始という出来事についての詳細を知らず、これをどのように説明したらよいかわからなかった。これまで自分の授業では、このあたりの説明を次のように行っていた。

アメリカ総領事として下田に着任したハリスは、アロー戦争によって清を敗北させた英仏の脅威を説き、幕府にアメリカとの通商条約締結を強く迫った。

大筋で言うと、ハリスの圧力を受け、日米修好通商条約を締結し、それにより日本は欧米との通商を開始した、というような説明をしてきたように思う。他の平成 26 年度用見本教科書を調べてみると、日本史Ａ，Ｂともほとんど全てに、ハリスの圧力や英仏の脅威により通商条約締結にいたった、というような記述がある。逆に 1857 年の通商開始については、山川『現代の日本史』以外に記述はほぼなかった（他に１冊、日蘭和親条約改定と貿易の開始について記述しているものがあった）。日米修好通商条約締結の過程を学ぶ際に、オランダ・ロシアとの通商開始について触れるのは、オーソドックスなスタイルではないことがわかった。

手近にあった概説書等にも、1857 年の通商開始について詳しく説明しているものは少なかったが、小野正雄「開国」（『岩波講座　日本歴史１３』岩波書店、1977 年）、三谷博『明治維新とナショナリズム』（山川出版社、1996 年）で、このことが論じられていた。小野論文では次のように説明されていた。

1856（安政３）年７月にハリスが来日し、通商条約締結をめぐる折衝が始まった。ほぼ同時期にオランダ領事館から、近日中にイギリス使節が通商を求めて来日するが、拒むと戦争になるから、貿易を許すべきだという内容の意見書が届く。幕府は早速協議し、外国の通商要求を拒絶することは不可能であり、我が国に損害をもたらさないような方策を考えながら、通商を開始すべきだという老中の一致した見解が出された。このような老中の見解に疑問を持った大名もいたが、老中首座堀田正睦は、「メキシコも最初は彼是こばみ居り候内、遂に戦と相成り、二月、三月の間に片付き、当時属国に相成り候。日本も左様に相成り候ては相成らず候間、成丈穏に受け、和親の国に相成り候ほか致方これなく候」と返答した。堀田は 1846～48 年のアメリカ・メキシコ戦争の経過をふまえながら、戦っても勝利できる見込みがない場合は、通商条約を結ぶことは属国とならないための次善の方策である、という見解を述べている。

しかし、この時点で幕府が構想した通商とは自由貿易ではなく、領主階級のみが利益を独占しうる貿易形態であった。属国となることをさけるためには、外国から強制される前に、自分たちが望む形態の通商を自主的に開く必要がある。その先例を開く相手として、これまで幕府の統制下で貿易を続けていたオランダが選ばれた。オランダと交渉していた岩瀬忠震らが、老中に宛てた書簡には「まづ長崎・箱館の二港にて、脇荷商法の振合に基づき、差向き和蘭へ交易許し、右仕法を以て英吉利・亜墨利加等へ御達しにも相成り候はば然るべきや…」とあり、港を限定した脇荷商法（会所統制下の私貿易）を前例とし、アメリカ・イギリスが要求する自由貿易の採用を阻止しようとする幕府の意図をうかがうことができる。

また、岩瀬たちがロシアと追加条約を締結する際に、老中に宛てた書簡の最後には「和蘭の外、魯西亜へも猶又条約取替し相済み、商法取り組み方等両例も出来いたし居り候らはば、此後英・仏罷越し、彼方勝手の談判等いたし候とも、差押へ方の都合にも罷成り然るべきや」と書き記している。オランダと同様の追加条約をロシアと結ぶ幕府側の意図が、これを前例に自由貿易の要求をはねのけようとすることにあったことがうかがえる。

このような経過で、1857（安政四）年 8 月、日蘭追加条約が、同年９月に日露追加条約が調印された。幕府は同年 11 月に、追加条約調印の事実と、今後この条約の内容が、アメリカ・イギリスなどと通商を結ぶ際の基準となることを全国に布告した。

ハリスとの江戸での交渉は、1857（安政四）年１０月末から始まっていた。ハリスは、近々イギリスの大艦隊が日本に通商を求めてやってくること、それ以前にアメリカと通商条約を結べば、戦争を回避するようイギリスを説得するつもりがあること、アメリカが要求するのは自由貿易であること、などを長時間にわたって演説した。ハリスの態度は強硬であったため、幕府はハリスとの対話書を諸役人や大名に示し、意見を求めた。意見の大部分は、ハリスの要求はのまざるを得ない、というものであった。

同年 12 月の第１回交渉において、幕府側は「貿易の議は、まづ年限を定め、魯・蘭へ相許し候振合を以て、都て取計ひ候積もりにこれ有り候」と主張したが、ハリスからは相手にもされず、自由貿易の要求を拒絶するすべはなかった。こうして翌年の日米修好通商条約締結へと、話がすすんで行くのである。

以上が小野論文抜粋である。この内容を参考に、1857 年の通商条約についての記述を、授業でどのように扱うべきなのかを考えてみたい。

小野論文にしたがうと、幕府が通商条約締結を決意したのは、必ずしもハリスの強硬な態度や英・仏の脅威によってのみなされたものではなく、幕府の外交担当者のさまざまな議論の中から導き出された結果であったと考えられる。

開国に至る要因が、欧米の軍事的圧力と幕府の無能・無策によるもののみではないことが、先に示した三谷論文をはじめ、さまざまな研究で指摘されている（加藤祐三「開国」『岩波講座　日本通史第16巻』岩波書店1994、井上勝生『日本の歴史18　開国と幕末変革』講談社　2002、『幕末・維新　シリーズ日本近現代史1』岩波書店　2006）。

しかし、先にも述べたように、平成26年に使用される日本史A，Bの教科書では、ほぼすべての教科書で、ハリスの圧力や英・仏の脅威によって、通商条約締結にいたるという説明がなされている。またそれに加えて、外交方針に関して幕府内で議論があったことを記述している教科書は、ごく少数である（私が確認したところ、山川『現代の日本史』を含め、5冊程度）。山川『現代の日本史』における、「1857（安政4）年、オランダやロシアとの条約を改定して正式に通商の開始を取り決めた」という記述にしたがって授業を行えば、日本初の通商条約は日米修好通商条約ではなく、欧米との通商を開始するにあたって、どのようなプロセスがあったのか、ということを説明する必要がでてくる。幕末の通商条約締結の教科書記述に、1857（安政4）年の追加条約のことを加えることには、以上のような意味があると考えられる。

2　ハリスの描き方について

先にも述べたように、ほぼ全ての教科書には、ハリスの圧力、英・仏の脅威についての記述がある。小野論文にしたがえば、欧米との通商開始にむけて、幕府は積極的な動きをしているが、それは自由貿易開始を拒むための戦略であり、その戦略は最終的にハリスの圧力に屈する形になったことになる。そのようにして締結されたのが日米修好通商条約なのであれば、ほぼ全ての教科書にあるハリスの圧力や英・仏の脅威というのは、間違いとは言い切れない。小野論文や各社の教科書記述記述を参考にすると、「幕府は主体的な外交を展開していたが、自由貿易を回避する試みは、ハリスや欧米の軍事力によって阻まれた」と説明するのが妥当であろうか。

しかし、山川『現代の日本史』では、ハリスについて「さらに翌1858（安政5）年には、アメリカの代表ハリス総領事とのあいだで、国交の開始を含む、より開放的な日米修好通商条約を結んだ。」と記述し、ハリスによる圧力や英・仏の脅威に関する記述がない。教科書に記述がないから、教えなくてもよいということにはならないだろうが、ほぼ全ての教科書にあるハリスの圧力について、全く記述がないというのには、何らかの意図があるのではないだろうか。山川『現代の日本史』の執筆者の一人である三谷博氏は、『明治維新とナショナリズム』の第4章「限定的開国から積極的開国へ」の中で、以下のような議論を展開している。

1854（安政1）年の日米和親条約は、幕府側の認識としては鎖国の延長であり、かろうじて通商を排除したものであった。1855（安政2）年に日英協約に調印した際も、幕府はイギリスの通商要求を拒み通した。しかし1856（安政3）年、日英協約の内容に不満を持ったイギリス政府が、前任者である艦隊司令長官を更迭し、香港総督を通商使節として派遣するという情報が伝わると、幕府内部で積極的な立場から通商に踏み切るべきという意見が出てきた。また、同じ頃ハリスが下田に到着し、幕府に対して江戸に出府し、老中に重大な案件を伝えたいと強く要求した。これらの情勢の中で、日本、オランダ間の限定的な通商に向けての動きが促進され、1857（安政4）年に日蘭追加条約が締結された。一方、幕府はハリスの江戸出府を拒み続けていたが、アメリカの軍艦が下田に到着したことなどもあり、出府を認めることになった。通商に関する交渉も江戸で行われた。幕府は日蘭追加条約を基本にして交渉を進めようとしたが、ハリスはそれを拒否し自由貿易を強く求めた。日本はハリスの要求をのむ形で、日米修好通商条約の締結へと向かうことになるが、そのような結果になったのは、岩瀬ら開国急進論者の考えの多くが、ハリスの要求と合致していたためではないかと思われる。

以上のようなことから三谷氏は、次のような論点を提示する。

・幕府が通商に関して念頭に置いていたのは、アメリカではなくイギリスである。
・ハリスが来日して強く求めていたのは通商ではなく、江戸への出府である。
・自由貿易を規定した条約を議定したのは、ハリスと幕府内の開国急進論者である。

三谷論文にしたがうと、日米通商条約締結をハリスの圧力によるものと説明するのは、その政治過程をあまりにも単純化しているということになる。三谷氏はこの論文の最後で、「外圧と主体性という視角は、なお分析に値する問題群を指し示している。例えば、西洋諸国との「同盟」あるいは「合従連衡」政策、いわゆる不平等条項、また攘夷論や出交易論、等々」とも述べており、通商条約締結にいたる過程を、単純化せずに検討する必要性を示唆している。山川『現代の日本史』に、ハリスの圧力に関する記述がないのは、このような議論を背景にしているのではないだろうか。

しかし、限られた時間の中で、この複雑な政治過程を生徒に示す際に、「ハリスの圧力と英・仏の脅威が背景となって、自由貿易を内容とする条約が結ばれた」というシェーマは、やはり魅力的であり、大局を説明する仕方としては誤りとも言い切れない。

ハリスの圧力に関する説明抜きに、授業を行うとするならば、ハリスと開国急進論者の考えが、具体的にどのように共鳴したかについて言及する必要があると思いつつ、今年の授業ではそこまで教材研究がすすまず、結局ハリスの圧力と英・仏の脅威について触れながら講義をすすめた。しかし、教科書に記述された1857年の通商開始には当然触れることになるので、幕府の外交姿勢が、決して受け身ではいことを説明することができた。

また、生徒に対して「このような教科書記述は一般的なものではなく、1857年の通商開始についての記述には、このような意味があり……」というようなことを説明することができた。教科書の記述は、吟味を重ねた言葉で構成されている。教科書のたった数行の中に、さまざまな研究成果が込められていることに、今回改めて気づくことができた。

◇書　評

特　高　警　察

荻　野　富士夫　著

文　飯　田　恵利子（北海道浜頓別高等学校）

本書は、特高警察とその周辺部分までをも深く追究し戦前・戦後の治安体制の全体像を解明してきた著者が、特高誕生の直接の契機となった大逆事件発生から１００年を経たその節目に、改めて特高警察の内実に焦点を当ててまとめた集大成の一冊といえる。

本書全体を通しての大きな特徴は、戦後、証拠隠滅のための焼却を免れた例規や月報などの刊行物、警備記録や職員録の類など、大量の組織内部文書等を資料とし、それを精査して出し得たデータ等（人事配置、予算配分、組織体系等の細部にまで及ぶ）を用いて実証的にその機能を解明していること、さらに、それらの資料や各証言等から特高警察の生々しい活動実態とその背景にあるものを導き出している点にある。以下、本書の構成から追って内容を紹介させていただく。

「Ⅰ　特高警察の創設」では、特高警察の誕生につながる系譜からひも解き、誕生後「冬の時代」に入った社会主義運動が、デモクラシーの気運の高まりに後押しされながら再び活発化していくのに対応すべく、関連する治安体制の一斉拡充の中で、その体制を確立していく過程が示されており、特に三・一五事件の重要性に気づかされる。

「Ⅱ　いかなる組織か」・「Ⅲ　その生態に迫る」では、特高が「国民思想の指導」を任務とするようになった、つまり、「法律」違反者の取締り・検閲・検挙のみならず、その思想・信条の方向転換へと、目指すべき方向性が形成されたその背景を示している。一般警察官は「特高化」され、「民心の動向」を得るための最も有用な情報を集めながらも、「花形」特高とは区別されたこと、また、その特高は「エリート」「たたき上げ」という二層構造からなること、さらに思想検事や思想憲兵との、及び特高内部での競合意識とが絡み合い、それが国体を擁護する「国家の警察」たる意識と、「たたき上げ」たちの立身出世欲を巧みに捉え、高い自負を形成したと指摘する。そして、この高い自負こそがまさに彼ら特高に、思想・信条の方針転換に「有効である」として治安維持法をはじめとする法令を駆使、さらに「拡張解釈」させ、また、拷問や他の超法規的行為も許されるという暗黙の意識を形成し、その手段をマニュアル化していったことを、資料を引用し生々しく示している。

「Ⅳ　総力戦体制の遂行のために」では、満州事変から日中戦争・太平洋戦争と、特高の徹底した検閲などによる情報統制や特定宗教への弾圧をすることで、戦時体制下での施策を特高が促し、保護し、徹底させる役割を結果として担ったことが示されている。さらに、「思想・生活の監視」が、実体のないものをえぐり出すところまで、特高がその活動をエスカレートさせていく様子が解き明かされ、それは戦局が傾き敗戦が疑いようのないものになってからも、なおいっそう「民心の動向」を巧みに捉え強化されていった様子がよく理解できる。

「Ⅴ　植民地・「満州国」における特高警察」・「Ⅵ　特高警察は日本に特殊か」では、国内と植民地（朝鮮・その対岸の勢力範囲も含めた台湾）・「満州国」（遼東半島も含む）における組織編成や活動の関係性と相違点・共通点を、さらに、ナチス・ドイツのゲシュタポと特高の相違点・共通点などを、世界史的な視点であぶりだしながら、前章までに述べられた特高の肥大化の一因として、目指すところにゲシュタポを位置させたとき、それは植民地や「満州国」への残虐性の発揮という形になって現れたと、国内のデータとの比較から明らかにしている。

そして「Ⅶ　特高警察「解体」から「継承」へ」では、敗戦直後の特高が、「国家の警察」としての至上命題である国体護持のため、未だに予算倍増要求や増員計画を立てていたこと、しかし、その抑圧・取締り機能は当然のように弱体化し、ついに治安維持法廃止論とともに特高警察廃止が導かれていったことの、その過程が示されている。

「思想を取り締まる」特別高等警察を授業で扱う時にも、そう説明しながら、それがいったいどれほどのものか、その存在の本当の恐ろしさを自分でも理解し得ず、伝えられずにきたように思う。本書を読ませていただき、戦争に対する「反戦」だの「和平」だのという自由な世論がついに形作られることなく、政府も軍も世論も、そのすべてが「戦争を放棄せず遂行する」という同じ一本のベクトルとなって向かっていったことに、特高がいかに影響力をもったか、その存在の恐ろしさとともに実感できた。折しも、この書評を書かせていただいていた11月、道内の教員らが治維法違反容疑で逮捕された「綴方教育連盟事件」における弾圧された側の記録が発見されたという新聞記事が掲載され、また、同じ日の紙面上には特定秘密保護法制定に向けた動きがあった。著者が「はじめに」・「あとがき」で述べているように、特高警察的機能が現在も生きており、すでに経験済みの実像を見極めることがそれと立ち向かうことにつながるとするならば、本書がそのための一冊であることは間違いない。

（岩波新書　2012　840円）

◇著者紹介　おぎの・ふじお　1953年生まれ。早稲田大学大学院文学研究科博士課程退学（文学博士）。現在、小樽商科大学教授（日本近現代史）。